

西条市空き家バンク事業実施要綱

平成28年3月23日

(要) 告示第22号

改正 令和5年1月12日 (要) 告示第1号

改正 令和5年3月20日 (要) 告示第22号

(趣旨)

第1条 この告示は、市内の空き家に関する情報を提供し、市内への定住促進及び地域の活性化を図るために、西条市空き家バンク事業を実施することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 個人が居住を目的として取得し、かつ、現に居住していない（近く居住しなくなる予定のものを含む。）市内に存在する建物及びその敷地をいう。
- (2) 所有者等 空き家に係る所有権その他の権利により、当該空き家の売却、賃貸を行うことができる者をいう。
- (3) 空き家バンク 空き家の売却、賃貸を希望する所有者等から申込みを受けた情報を、市内への定住等を目的として空き家の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）に対して提供する制度をいう。
- (4) 媒介業者 西条市が空き家バンクの運営について協定を締結する協会等の会員である業者をいう。

(適用上の注意)

第3条 この告示は、空き家バンクに登録された空き家について、空き家バンク以外による空き家の取引を妨げるものではない。

(空き家の登録申込み)

第4条 空き家バンクへ空き家を登録しようとする所有者等は、西条市空き家バンク登録申込書（様式第1号）に西条市空き家バンク登録カード（様式第2号）を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を確認の上、媒介業者に対し空き家の媒介等に係る協力を依頼し、適切であると認めるときは西条市空き家バンク登録台帳（様式第3号。以下「登録台帳」という。）に登録する。
- 3 市長は、前項の規定により登録をしたとき、又は第1項の規定による申請について次の各号のいずれかに該当するとき、若しくは該当することが判明し前項の規定による登録が適当と認められないときは、西条市空き家バンク登録完了（却下）通知書（様式第4号）により当該申込者に通知するものとする。

- (1) 所有者等が西条市暴力団排除条例（平成23年西条市条例第20号）第2条第

1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、又は同条第3号に規定する暴力団員等であると認められる者であるとき。

(2) 所有者等が宅地建物取引業者であるとき。

(3) 空き家が次のア及びイのいずれかに該当するとき。

ア 法令等の規定に違反するものであるとき。

イ 空き家の状態、周囲の環境等から判断して、当該空き家を利用する者に不利益を及ぼすおそれがあるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、空き家バンクの目的に寄与すると認められないとき。

(登録事項の変更)

第5条 前条第2項の規定による登録の通知を受けた者（以下「登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、速やかに西条市空き家バンク登録変更届出書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(登録の抹消)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、空き家バンクに登録された空き家を登録台帳から抹消し、西条市空き家バンク登録抹消通知書（様式第6号）により当該物件登録者に通知するものとする。

(1) 登録者から西条市空き家バンク登録抹消届出書（様式第7号）の提出があったとき。

(2) 当該空き家に係る所有権その他の権利に異動があったとき。

(3) 登録から2年を経過したとき。ただし、再登録は妨げない。

(4) その他市長が適当でないと認めたとき。

(空き家情報の公表等)

第7条 市長は、登録された空き家の情報を西条市公式ホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、えひめ移住交流促進協議会から委嘱を受けた地域移住相談員（以下「地域移住相談員」という。）に空き家情報を提供することができる。

(空き家バンク利用の要件)

第8条 空き家バンクを利用しようとする利用希望者は、その利用において、次の各号のいずれかの要件を満たしていなければならない。

(1) 空き家に定住し、又は定期的に滞在して、西条市の自然環境、生活文化等に対する理解を深め、地域住民と協調して生活できる者

(2) その他市長が適当と認める者

(空き家バンクの利用申込み及び通知)

第9条 利用希望者は、空き家バンクを利用しようとするときは、西条市空き家バン

ク物件交渉申込書（様式第8号）に必要な事項を記入し、市長に申し込まなければならない。

2 市長は、前項の規定により申込みがあった場合で、前条に規定する要件を満たすものと認めるときは、速やかに登録者及び媒介業者に通知するものとする。

（登録者及び利用希望者の交渉等）

第10条 市長は、登録者及び利用希望者が行う空き家に関する交渉及び売買、賃貸借等の契約（以下「契約交渉等」という。）については、これに関与しないものとする。

2 契約交渉等に関する一切のトラブルについては、各当事者間で解決するものとする。

3 登録者又は媒介業者は、利用希望者と空き家等の利用に係る契約交渉等を行い、当該契約交渉等が終了したときは、西条市空き家バンクの交渉に係る結果報告書（様式第9号）により市長にその結果を報告するものとする。

（個人情報の取扱い）

第11条 登録者、利用希望者、媒介業者及び地域移住相談員は、空き家バンクにおける個人情報の取扱いについて、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 個人情報を他に漏らし、又は自己の利益若しくは不当な目的のために取得し、収集し、作成し、若しくは利用しないこと。

(2) 個人情報をき損及び滅失することがないように適正に管理すること。

(3) 個人情報は、業務終了後速やかに廃棄、消去その他の適正な措置を講ずること。

（その他）

第12条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年3月23日から施行する。

附 則（令和5年1月12日（要）告示第1号）

この告示は、令和5年1月12日から施行する。

附 則（令和5年3月20日（要）告示第22号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。